

## 合葬式墓地とは

焼骨を個人・夫婦・家族などの単位で納骨する一般墓地や納骨堂とは違い、他の方々と一緒に納骨するお墓のことです。

近年の少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化に伴うお墓に対する価値観の変化に合わせて、使用期限は永年で、維持費はかからず、承継者を必要としないなど、多様なニーズに対応した新しいタイプのお墓です。

## 園内図



## アクセス図



### ○バスでお越しの場合

阪神芦屋駅・JR芦屋駅・阪急芦屋川駅から  
阪急バスで「芦屋病院前」行き「靈園前」下車

## お問い合わせ先

### ○芦屋市 市民生活部 環境課 靈園・火葬場係

- ・令和3年6月18日(金)までは  
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
市役所北館3階
- ・令和3年6月21日(月)からは  
〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町15番7号  
靈園事務所内  
☎0797-38-3105 (直通)

芦屋市靈園

# 合葬式墓地



## 合葬式墓地の施設

### ① 合葬室（4,500体納骨）

焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に納骨する部屋。

### ② 一時安置室（800体納骨）

焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する部屋。

※安置可能な骨壺の大きさ

直径180mm×高さ210mm程度（6寸壺程度）



合葬室及び一時安置室への立ち入りはできません。

### ③ 記名板

納骨された方のお名前等を刻字したプレートを掲示する石板。



## 焼骨の納骨方法

### ① 直接合葬方式

一時安置室を経ずに合葬室に納骨する方法。納骨された焼骨は返還できません。

### ② 安置後合葬方式

一時安置室に10年間安置した後、合葬室に納骨する方法。安置期間中の焼骨は、他の墓地等に改葬する場合に限り返還できます。

ただし、合葬室に納骨された後の焼骨は返還できません。

## 使用料

### ① 合葬式墓地使用料

#### (1)直接合葬方式

一体あたり 100,000円

#### (2)安置後合葬方式

一体あたり 200,000円

### ② 記名板使用料（希望者のみ）

一枚あたり 30,000円

（大きさ：たて45mm ×よこ120mm）

納骨の際にお申し込みください。

#### 【イメージ】



氏名、生年月日(西暦)、死亡年月日(西暦)を  
刻字します。

## 申込要件

### ① 「芦屋市霊園使用者」以外の方

(1)「芦屋市民」の方は、以下のアからウのいずれかに該当することが必要です。

ア 親族の焼骨を自宅に保管していること。

イ 芦屋市霊園以外の墓地又は納骨堂に納骨している親族の焼骨を合葬式墓地に改葬すること。

ウ 自己の死後のために生前に予約をする方で、申込日現在、65歳以上であること。

(2)「芦屋市民」以外の方は、以下に該当することが必要です。

ア 死亡時に「芦屋市民」であった親族の焼骨を自宅に保管していること。

### ② 「芦屋市霊園使用者」の方

以下のア及びイに該当することが必要です。

ア 芦屋市霊園の一般墓地を返還（墓じまい）すること。

イ 一般墓地に納骨している焼骨を合葬式墓地に改葬する、又は自己の死後のために生前に予約すること。

